

名古屋北部民主商工会

2018年2月12日(月)発行

No.267

名古屋北部民主商工会

名古屋市北区大野町三丁目19番地

TEL (052) 915-8111 FAX (052) 915-8114

E-MAIL jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp

消費税増税NO! 憲法改悪NO! 寒風の中、署名・宣伝行動



＝ 黒川交差点での宣伝・署名行動 ＝



＝ 栄でのなんでも相談・宣伝・署名行動 ＝



＝ 栄で署名をしてくれた青年 ＝



2月4日(日)午前10時30分から、黒川交差点で柳澤会長はじめ12名 婦人部役員(2名)で「安倍9条改憲NO! 3千万」署名と「消費税10%増税反対」署名の訴えを行いました。

同時に、黒川交差点周辺のマンションや店舗に民商愛商連実績集パンフレット、何でも相談会チラシを役員が手分けして200部を配布しました。

女性が激励してくれたり、おれは9条改憲に賛成だ」といふ人と対話したりと、実りある行動になりました。

午後は、愛商連が県内3ヶ所 名古屋(栄、一宮、豊橋)で行った「街頭なんでも相談、宣伝行動」の集会場に柳澤会長、山田支部長の加納さん、事務局2名が参加しました。

滞納など困っていたらお気軽に相談してください」と元気に訴えました。

平和でこそ商売繁盛!!

安倍 自公政権の改憲への動きが強まる中、5月3日の憲法記念日までに全国で3千万人の署名を集めようと提起されています。平和でこそ商売繁盛」です。

会員一人ひとりが10人以上から署名を集める目標を達成できるよう励まし合っ

青色決算相談会 譲渡所得(不動産、株式など)、住宅取得特別控除の申告など特別相談会のお知らせ

平成29年中に不動産を売却された方や株取引・先物取引などをされた方は所得税の確定申告と併せて「譲渡所得等」の確定申告をしなければなりません。

また、平成29年中に住宅を購入した方で「住宅取得特別控除」の適用を受ける場合は、確定申告が必要です。

青色決算、譲渡などの「特別相談会」を開催します。事前に予約の上、ご参加ください。

2月22日(木)
午前10時～12時、午後1時～4時
民商事務所・3階